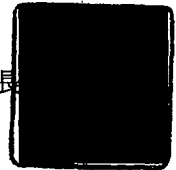




保保発 0225 第 1 号  
平成 26 年 2 月 25 日

健康保険組合連合会 専務理事 殿

厚生労働省保険局保険課長



社会保障・税番号制度導入に向けての要望に対する回答について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御尽力を賜り御礼申し上げます。  
さて、「社会保障・税番号制度導入に向けての要望」（平成 26 年 2 月 3 日付健連発第 39 号）における照会事項について、別紙のとおり回答させていただきます。  
また、健康保険組合における社会保障・税番号制度の円滑な導入に向け、貴会のご協力を  
お願い申し上げます。

## 社会保障・税番号制度に関する説明への照会事項への回答

1. 健康保険組合の情報提供ネットワークシステムへの接続については、とりまとめ機関を介して行う案が提示されている。このとりまとめ機関の役割を、既に医療保険者との間で回線設備を整備済みの社会保険診療報酬支払基金において担っていただくことができれば、被用者保険全体での集約化が図られることにもなり、費用面で大きな効果が見込めるほか、導入スケジュールについても効率化が図れると考えるが、いかがか。

(答)

診療報酬支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第1条（基金の目的）において「診療報酬の迅速適正な支払いをなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもって目的とする」とされ、同法第15条において業務内容が明確に規定されているところであり、中間サーバーの共同設置を支払基金が担うことは法律上困難と考える。

また、同法第32条第2項においては、同法第15条に規定されていない業務を行った場合の罰則が規定されているところである。

一方、健康保険法第184条においては、「健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、健康保険組合連合会を設立することができる」とされており、この共同した取組みに中間サーバーの共同設置は馴染みやすいと考える。社会保障・税番号制度を健康保険組合が円滑に導入できるよう、共同した取組みとして貴会を取りまとめ役とした中間サーバーの集約について、ご協力いただきたい。

2. 別表第一・第二の事務・情報を定める主務省令の制定や情報提供ネットワークシステム等にかかる調達が遅れている。これを踏まえれば、早急に「ロードマップ(案)」の見直しを要すると思うが、いかがか。

(答)

ロードマップ(案)については、制度施行に向け政府全体として取り組むべきスケジュールを示したものであり、厚生労働省としてもスケジュールに遅れが出ないよう鋭意対応してまいりたい。

3. システム改修等整備支援として国庫補助（補助率 10 分の 10）をご計画いただいたが、その対象が必要な範囲を網羅したものとなっているか危惧しており、別途ご説明をいただきたい。健康保険組合の場合、事業主との連携は必須であり、このための法制面・費用面の対応についても配慮が必要と考えるが、いかがか。

（答）

国庫補助の前提は、社会保障・税番号制度を導入するための標準的な費用を想定したものであり、国として可能な限り当該システム改修費の確保を図ったところである。各健康保険組合、健康保険組合連合会においてもシステム開発業者と協議の上、経済的かつ効率的な執行に努めていただくよう、ご協力をお願いしたい。

また、事業主との連携について、手続や様式等の改正等、法制面の対応は検討しているところであるが、費用面としては、従前より事業主との連携部分は国庫補助の対象外となっているところであり、ご理解いただきたい。

4. 社会保障・税番号制度導入に係る医療保険者のシステム整備については国庫補助が措置されるとのことであるが、運用開始後数年で必要となる機器及びソフトウェアの更新に係る費用等についても、当初から視野に入れる必要があり、情報保有機関等の利用者に負担を求めるべきではないと考えるが、いかがか。

（答）

社会保障・税番号制度導入後の情報の照会等に係る経費（ランニングコスト）については、機器更改経費や情報の照会・提供にあたり、システム改修等の経費が発生するなどの状況も考えられることから、国としても何かの手当を講ずる必要があると考えているところ。

今後、導入に向け、ランニングコストが大きな負担とならないよう、検討・調整してまいりたい。

5. 情報提供ネットワークシステムの維持費について、情報保有機関たる健康保険組合に負担を求めることのないよう設計する必要があると考えるが、いかがか。

（答）

「情報提供ネットワークシステムの維持費」については、情報照会手数料のことと思われが、情報提供ネットワークシステムの運用主体となる総務省に対し、情報照会における課金が発生しないよう要望しており、引き続き調整に努めてまいりたい。

おって、導入ガイドラインに整理いただく個人番号の初期突合等実務的事項についてもご相談いたしたく存じます。

（答）

ご要望について承知した。個人番号の初期突合等の検討にあってもご協力いただきたい。